

控 訴 状

2010(平成22)年7月27日

東京高等裁判所 御 中

控訴人ら訴訟代理人

弁 護 士 佐 々 木 新 一

同 南 雲 芳 夫

同 野 本 夏 生

同 小 林 哲 彦

同 伊 東 結 子

ほか47名

(別紙「代理人目録」記載のとおり)

当事者の表示

別紙「当事者目録」記載のとおり

公金支出差止等請求控訴住民訴訟事件

訴訟物の価額 金1760万0000円

貼用印紙額 金10万1250円

上記当事者間のさいたま地方裁判所平成16年(行ウ)第47号公金支出差止等請求住民訴訟事件について、平成22年7月14日言い渡された判決は、全部不服であるから控訴を提起する。

第1 原判決の表示

主 文

- 1 本件各訴えのうち，被告埼玉県公営企業管理者が国土交通大臣に対し，群馬県吾妻郡長野原町に建設予定のダム「通称ハッ場ダム」にかかる使用権設定申請を取り下げる権限の行使を怠る事実が違法であることの確認を求める部分を却下する。
- 2 原告らの被告らに対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 被告埼玉県公営企業管理者は，ハッ場ダムに関し，次の負担金を支出してはならない。

特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金

水源地域対策特別措置法12条1項1号に基づく水源地域整備事業の経費負担金

水源地域対策特別措置法12条1項2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金

- 2 被告埼玉県公営企業管理者が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権限の行使を怠る事実が違法であることを確認する。
- 3 被告埼玉県知事は，ハッ場ダムに関し，次の各負担金及び繰出金を支出してはならない。

河川法63条に基づく受益者負担金

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金

被告埼玉県公営企業管理者が特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金を支出するについて，これを補助するために行う一般会計から埼玉県水道用水供給事業会計に対する繰出金

- 4 被告埼玉県県土整備部河川砂防課長は，埼玉県を代表して，上田清司に対し，67億7762万1058円及び内金7億3336万5101円に対する平成16年9月10日から，内金60億4425万5957円に対する平成21年11月30日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう請求せよ。

- 5, 被告埼玉県企画財政部土地水政策課長は, 埼玉県を代表して, 上田清司に対し, 11億5186万6986円及び内金8349万2401円に対する平成16年9月10日から, 内金10億6837万4585円に対する平成21年11月30日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう請求せよ。
- 6, 被告埼玉県企画財政部財政課長は, 埼玉県を代表して, 上田清司に対し, 98億4895万1374円及び内金11億2911万2000円に対する平成16年9月10日から, 内金87億1983万9374円に対する平成21年11月30日から各支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう請求せよ。
- 7, 被告埼玉県公営企業管理者は, 埼玉県を代表して, 田村健次に対し, 7億3806万1000円及びこれに対する平成16年9月10日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払うよう請求せよ。
- 8, 訴訟費用は, 第1, 2審とも被控訴人らの負担とする。

第3 控訴の理由

おって準備書面で主張する。

付 属 書 類

訴訟委任状

19通